

節税レポート



平成 20年 8月号

発行日 2008.8.1

今月のテーマ 特別償却・税額控除

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

I 産業政策上、特定の減価償却資産を取得した場合に、特別償却が認められることがあります。特別償却とは通常の償却額の他にプラスアルファの償却が認められるもので、その額もかなり大きくなっています。

- ◎ 特別償却は 普通償却 + 特別償却 \rightarrow 経費増 \rightarrow 利益減 \rightarrow 税金減となります。取得価額の一定額を直接税額から控除する方法もあります。

例を2つ上げてみましょう

II 中小企業投資促進税制

1 対象事業者

青色申告書を提出する中小企業者

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

2 対象資産

	対象	取得価額・リース価額		資産内容
1)	機械装置	取得の場合 リースの場合	160万円以上 210万円以上	
2)	器具備品	取得の場合 リースの場合	120万円以上 160万円以上	電子計算機・ デジタル複合機
3)	ソフト	取得の場合 リースの場合	70万円以上 100万円以上	一定のソフト
4)	普通貨物 自動車			車両総重量 3.5トン以上

3 償却限度額

特別償却額

(取得価額×30%) + 通常の減価償却額

取得価額×30%まで償却しなかった場合、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越できる。

4 税額控除

特別償却制度を使わず、法人税額から直接控除することもできます。リースの場合など特別償却制度を使えない場合でも、税額控除なら使えます。

1) 取得の場合 取得価額 × 7%

2) リースの場合 リース費用総額 × 60% × 7%

* ただし、その期の法人税額の20%が限度。限度を超過した分は翌事業年度に繰越すことできる。

5 特別償却と税額控除 どちらが有利？

理論的には税額控除です。特別償却は経費の前倒しに過ぎないからです。でも会社の利益状況により異なります。

Ⅲ 情報基盤強化税制

1 対象事業者等

青色申告事業者が一定の設備を取得した場合、基準取得価額（取得価額×70%）の50%を特別償却できる。

2 対象設備

- (1) 基本システム
 - ① OS
 - ② ①がインストールされたサーバー
- (2) データベース管理ソフトウェア
- (3) ファイアウォール

3 対象となる取得価額

資本金1億円以下の法人の場合
その事業年度において取得した資産の取得価額の合計額が70万円以上であることが必要である。

4 償却限度額

特別償却額
(取得価額 × 70% × 50%) + 通常の減価償却額

- * 特別償却額まで償却しなかった場合、翌事業年度に限り繰越すことができる。

5 税額控除

特別償却に代えて、直接法人税額から、控除することができます。

税額控除額

- 1) 取得の場合 基準取得価額 × 10%
- 2) リースの場合 リース費用総額 × 42% × 10%

- * ただし、その期の法人税額の20%が限度。限度を超過した分は翌事業年度に繰越すことできる。